

後見開始の申立てをお考えの方へ

～後見人支援のご案内～

大阪家庭裁判所後見センター
大阪家庭裁判所堺支部後見センター
大阪家庭裁判所岸和田支部後見センター

成年後見制度は、本人の権利を擁護するための制度です。後見人は、法律の規定に基づいて家庭裁判所から選任された公的な立場として、本人のために適切に後見事務を行っていく必要がありますが、特に初めて後見人の職責を担うこととなる方におかれましては、後見事務を一人で適切に行うことができるようになるまでの間、日々の事務において様々な悩みや疑問が生じることと思います。

そこで、大阪家庭裁判所では、初めて後見人に就任された方を監督し、支援するため、弁護士・司法書士・社会福祉士といった専門職の後見監督人を選任することがあります。

後見監督人の主な職務は、後見人が行う事務の監督であり、後見監督人は、後見人に対し、後見事務の報告や財産目録の提出を求めるほか、必要に応じて、後見事務等について調査を行うことができます。どのように監督するかについては後見監督人の裁量に委ねられていますが、定期的に財産や収支の状況を中心とした後見事務について確認をするために、後見人に報告を求めることが多いと思われます。

また、後見監督人は、このような監督にとどまらず、後見人に対し、一通りの後見事務を概ね問題なく行うことができる程度の力を身に付けてもらう目的で、後見事務全般について、指導・助言・相談対応等を含む総合的な支援を能動的・積極的にを行い、後見人には、これを受けてもらうこととなります。

このように、後見監督人が選任された後見人は、後見監督人に対して定期的に後見事務に関する報告などをするだけでなく、日々の事務において生じた悩みや疑問を後見監督人に相談したり、後見監督人から後見事務の具体的な方法についての指導、助言等を得たり、法律的・福祉的な観点からのアドバイスや報告書類の作成のサポートを受けたりすることができます。

【後見監督人による支援の期間について】

初めて後見人に就任される方が一人で適切に後見事務を行えるまでの期間として、概ね9か月程度を予定しています。

ただし、家庭裁判所が後見監督人による支援がもう少し必要であると判断した場合には、9か月よりも長くなることがあります。また、9か月程度経過した後も、本人が多額の預貯金や有価証券を有していて、これを後見人がそのまま管理し続けるような場合や、本人が訴訟、複雑な遺産分割や債務整理など解決に専門的知見を要する課題を抱えている場合は、後見人が一人で適切に後見事務を行えるようになった後も後見監督人が就任し続ける場合があります。

【後見監督人に対する報酬について】

家庭裁判所が報酬額を決定し、本人の財産から報酬を支払っていただくこととなります。

後見人は、後見監督人から後見事務についての支援を受けることにより、選任直後から、本人の意思を尊重しつつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、適切に後見事務を行うことができ、それによって本人の権利擁護が図られ、より本人が望む生活を送ることができることとなります。後見監督人に支払う報酬は、制度利用の直後から本人の権利擁護を図り、本人がよりよい生活を送るために必要な費用ですので、ご理解ください。